

『徒然草』第七十段の考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上島, 眞智子 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/34603

『徒然草』第七十段の考察

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

上 島 眞智子

A Consideration on the 70th Story of 'Tsurezuregusa'

KAMIJIMA Machiko

Abstract

Most of Kenko's stories in *Tsurezuregusa* are devoted to events among the aristocracy. It was after Kenko left the Imperial Court and became a hermit-priest that he started writing the work. If we divide it into 2 parts, according to the characters who appeared in *Tsurezuregusa*, we could see that the second part deals with events during the Kamakura period through the Southern and Northern Courts of Japan, from 100 years before Kenko's birth until the time of writing. At one point, Kenko stopped writing and resumed the work later. After this interval, his writing style changed; Kenko addressed thoughts and topics more profoundly. Unfortunately, Kenko rarely mentions the era in which this section was written, so it is sometimes hard for us to grasp the gradual changes of the unstable political situation of this time precisely. Identifying the era is also essential for fully understanding the conspiracies portrayed in *Tsurezuregusa*.

In this thesis, I specifically discuss the 70th story in this work, in which Kenko uncharacteristically refers to the era, and show how it reflects his internal world.

Keywords

era, Kanesue, Iehira, well versed in practices of court, self-praise

『徒然草』第七十段の考察

人間社会環境研究科 人間社会環境学専攻

上 島 眞智子

はじめに

『徒然草』には約二百三十人の人物が登場する。そのうちの百四十人が貴族である。第一部では約二十人で、その多くは平安時代の著名な人物であり、兼好と時代を同じくする貴族に関しては、第二十三段の徳大寺太政大臣公孝と第二十七段の新院と書かれている花園天皇の二人に過ぎない。第二部では、兼好出生の約百年前から『徒然草』執筆時まで、鎌倉時代百数十年をほぼ俯瞰するかの様に様々の階層の人物が登場させているが、その中で最も分量を占めているのは約百二十人の貴族に関する言説や事象である。約十年の歳月を経て再び筆を執った兼好の思想的な深まりによる題材のとらえ方などには、第一部とは異なる点が多い。(注1) 取り上げる人物を独自の切り口で活写し、格段に増した筆力で作品を造型している。

本稿では、作品中の情報を多く知り得る環境となった宮廷役人時代以降の貴族に視点を置き、その中から兼好と同世代の貴族でもある第七十段の菊亭大臣兼季の管弦の場における逸話を取り上げる。第七十段は数少ない元号による書き出しや兼好の強い関心を示す「かゝけん」等、『徒然草』の中では特異な表現によって書かれている。類例をふくめて考察し、人物や事象を通して兼好の関心の内実を論ずる。

一 第七十段「元応の清暑堂の御遊」

第七十段の冒頭には元号が用いられている。

元応の清暑堂の御遊に、玄上は失せにし頃、菊第の大臣、牧馬を弾き給けるに、座に就きてまづ柱を探られたりければ、一つ落ちにけり。御懐にそくみを持ち給たるにて付けられにければ、神供のまるるほどによく乾て、事故なかりけり。

いかなる意趣かありけん、もの見ける衣被きの寄りて、放ちて、元のやうに置きたりけるとぞ。(注2)

元応年間(一三一九―一三二二)は後醍醐天皇の時代である。第七十段で「元応の清暑堂」と兼好が書く御遊とは、後醍醐天皇の即位後の大嘗祭の時のことであり、通説のとおり正しくは文保二年十一月のことである。大内裏豊楽院内にある清暑堂で、天皇の即位の後の大嘗会が催される十一月の巳の日の夜に、御神楽があり、それに続いて御遊が行われる。神楽では琵琶は演奏されず、琵琶が奏でられるのは御遊の時である。

この日の御遊で用いられた琵琶は牧馬である。「玄上失せにし頃」と書かれているように、本来ならば琵琶は玄上で奏でられる事を明示している。「文机談」(注3)には玄上と牧馬について次のような記事がある。

信明・信義、ことに牛角に絃をあらそふ、村上の天皇これをきこしめして、兄弟をめし合て雌雄を定められるへきにて侍りければ、天のしたの伶人、この事を興ある事にそ申あへる、さるほとにをのくめしに應じて、心をときて二人なからまひりぬ、信義玄上を給はる、信明牧馬を給はる、おのくこれを弾にその声甲乙なかりければ、信明又玄上をひく、信義とりかへて牧馬をしら

ふ、そのこゑはなはた雲泥なり、仍玄上は牧馬にまさり、信義は信明にをとりぬる事をよの人しりにけり

玄上(注4)の、宮中に伝わる琵琶の中でも殊に優れた名器としての逸話を伝える。天皇の即位後の清暑堂の御遊の宴では宮中累代の名器によって楽曲が奏でられるが、琵琶はほとんど玄上である。後醍醐天皇の清暑堂の御遊の時には、その第一級の名器玄上は紛失中であつたという。(注5)

牧馬も宮中伝来の名器である。

牧馬、醍醐天皇御琵琶也、玄象と共に朝夕に翫之給云々、称二靈物即是也、りやうめくこゑをもちて比巴の至極とする事、此二の靈物よりおこれり、

【琵琶合記】(注6)とあり、醍醐天皇愛蔵の琵琶である。諡号を後醍醐とする天皇の清暑堂の御遊で、異例ではあるがもう一つの名器牧馬が弾じられた。弾じたのは菊亭大臣今出川兼季である。

鎌倉前期の楽書「胡琴教録」(注7)には次のように記されている。

彈玄上時用意

師説云。玄上ひくへき事あらむには、かのひくへき前日、あたらしきお、さたむる事也、ちかくはすなはち九條右大臣殿、ふた、ひ、かめ給し時は、さきの日、子衣冠おきて禁中へまいる。膠そくひ柱の木手拭等相具之:

【徒然草】七十段の解釈については、近世の注釈書をみると、最初の注釈書である寿命院宗巴の「つれく草寿命院抄」(注8)では、兼季の琵琶を演奏する際の用心深い振る舞いを称えている。

チウヲサクラレケレハ 是ノ義此ノ段ノ眼目也 用心諸藝ニワタルヘキ事也

この説は、「徒然草」を教訓の書とする近世の享受の一端を表しており、その後の注釈書にも少なからず影響を与えている。

此段、かねて用意思慮すへきことを云。諸事この心得有へし。いつそや室町家將軍の時、なに阿弥とかやいふ同朋に。画軸をか

けさせられけるに。壁の釘をさぐりて見ければ。其ま、おちけり。打ちなをして後に。軸をひらきか、けるとある人の語り侍りしを。おもひ出ぬ。又ちかき比人のかたりしは。ある猿樂の山伏のかたちになりて。祈をする。あまりにつよく数珠をすりきりて。懐の中より。こと数珠を取いたし。なをいのりけり。用意のころは。さもあるらめど。わさとたくみてせんは。いか、侍らん。

林羅山「徒然草野植」

羅山は「用意思慮」をキーワードにし、具体的な事例をあげている。前半は「寿命院抄」の「用心」に通じる「思慮」、後半は「用意」の功の例をそれぞれ述べているが、「用意」をことさらひけらかすことに苦言を呈している。

一切の藝能ある人自慢あることなかれといはんために、兼好はこ、にか、れたるなるべし。

松永貞徳「なぐさみ草」(注9)

【野植】の最後の引用箇所を踏襲して、兼季の意図を指摘している。此段は、前段に性空の法華信心の益をかけるにつきて、兼季公の所作を執し給ひて其のしるしありしものがたりをかけり。

北村季吟「徒然草文段抄」(注10)

此段万事用心すべき物也と教ゆ。

黒川由純「徒然草拾遺抄」(注11)

この二書は、日頃の心がけをもって事に臨んだ兼季を賞讃し、「寿命院抄」と同様の視点である。「野植」の一部と「なぐさみ草」は兼季の行爲の中にあざとさを感じ、やや批判的な評を述べているが、何れにしても近世の注釈書では、今出川兼季の用意周到の振る舞いについての評釈であり、表現が異なっても、「胡琴教録」の「彈玄上用意」の教訓を踏襲している。

近代の注釈書ではどのように論じられているのだろうか。

この時のきぬかづきも或は女装した男子か、或は女で他から頼まれたものか、或は女そのものが何か恋の意趣でも大臣に有った

のかもしれない。大臣が續飯を用意していた事、先づ柱をあらためた事、もとより感心すべきことであるが、なほ又神供参る間に丁度乾いた、其の乾くのを、信じて悠然として奏楽の時の来るのを待つて居た大臣の心が私には羨ましい。物に動ぜぬ、と云事が、大人たる所以である。大人で無くては、何事も成し得ぬものである。物に動ぜぬ、と云事は、柱が落ちて、それなりで平然と琵琶を弾いて行く、の謂では無い。落ちない前に、それだけの注意をしておくことである。

沼波瓊音「徒然草講話」(注12)

ここでは当日の故意の仕業に対して、用意周到によって動ずることのない悠然とした振る舞いをする兼季という人物に対する讚美を述べている。

菊亭のおとゝの用意周到な事を書いたのである。但しかうした事もやはり例の故実趣味の一変形と見てよからう。古人「萬の事に深く心をつけて慎むべきことを教ふるなり」(注「諸抄大成」の中の「兼説」の説)といつて居るのは、あまりに教訓的に見過ぎたものではあるまいか。

佐野保太郎「徒然草新講」(注13)

と兼好の故実趣味によるとする。

…人臣の用意あるべきこととしてしめされている。これが本段に共通した主旨と考えられるものである。

田辺爵「徒然草諸注集成」(注14)

ここでは平常の周到な用意によって、鮮やかに、大事な時の危難を切りぬけた、ひとりの公卿の逸事を叙している。そこにはきわめて日常的、現実的な準備をもって、晴れの大事に処して、淡々と記されていて、読者を深い心の世界へ導く物がある。

安良岡康作「徒然草全注釈」(注15)

など、後の二つは用意周到を实践した今出川兼季の人物そのものを評価している。

その中で、

つれづれ草成立のころの話である。いわゆる南北朝対立のきざしだが、こういうところにも現れたというような見方もできかねない事件である。政治的な陰謀か、個人的な恨みか、それは明らかでない。この種の事件は、何もこの時代にはじまったことではない。しかし、何か、時代的なふんい気が感ぜられる。

白石大ニ「徒然草と兼好」(注16)

事件そのものはなほ単純であるが、その場面は後醍醐朝の出發を記念する盛儀であり、この前後が乱世の予兆に満ちていたことからすると、それらの印象と不可分のものがここにも感じられなくはない。しかし、作者の解説は、この事件は個人的な事情に起因するものらしく書かれてある。読者の好奇心は、この大臣と「衣被」の女(女装の男という仮想もありうるかもしれない)との間に何があつたのかに向かわざるをえないことになる。むろん、その好奇心が満たされるはずはなく、やむをえず、ふたたび時代の隠微な空気を思っておこしてみたくもなろうが、いずれにせよ、単純ならざる印象を残す段である。ただし、そのことにとらわれすぎて、故実に忠実であつた兼季の心掛けへの感服を忘れないようにしたい。

三木紀人「徒然草全訳注」(注17)

は南北両統が始まる複雑な時代の様相を背景にした不穏な社会的事件であり、兼好もそうしたことを視野においているが、あえて個人的な事情にして書いているという解釈である。近代の注釈には近世の注釈書のような教訓もあれば、兼季の悠然たる振る舞いや人間像や事件を乱世の予兆に位置づけるなど解釈の幅が拡大されている。

この第七十段には①菊亭大臣の用意周到ぶり、②菊亭大臣に対する女性の意趣という個人的な事情、③不穏な時代を予兆する政治的陰謀の三つの要素がある。

①と②は兼季自身に由来する事象である。兼季の父西園寺実兼は当

代一の権力者であり、琵琶の名手でもある。父実兼、母孝子は共に琵琶西流の祖藤原孝道の曾孫である。(注18) 兼季はこの血脈を受け継ぎ、応長元年六月十四日に父西園寺実兼から琵琶の秘曲である啄木を伝授されている。(注19) 清暑堂の御遊時には、兼季は三十七歳、当時はまだ大臣ではなく権大納言正二位である。因みに後二条天皇の清暑堂の御遊で兼季は笛を担当している。(注20) 御遊で琵琶を弾するのはこの時が初めてである。玄上ではなくとも琵琶の名器を弾ずるときの、「胡琴教録」の心得に叶う落ち着いた振る舞いを兼好も讚美している。

一方では天皇の踐祚に関連する御遊の宴での「意趣」なので、よほど深い事情があると考えるのが自然である。従ってこの場合は②であるが、これに関して「なぐさみ草」では、

同藝あひねたむならひなれば、其、世によくひく人の名絃にて、此大臣ひき給はむことをねたみてしけるか、又さにはあらで此大臣にうらみある女の、大臣ひとりの心におもひ知らせ申さんとて身を捨てあたなうか、又大臣の此名絃にて人の耳をおどろかさむと御自慢ありしか、又御ふところにそくいをよういせし御分別を御自慢有りしか、それをとがめて天魔のきぬかつきと化けて障得せしにや

と、弹奏妨害について、他の琵琶奏者の妬み、女性関係の恨み、用意周到を逆手にした自慢等に対する戒めなど解釈の幅を持たせて推測している。

この第七十段について「なぐさみ草」と「改正頭書徒然草絵抄」(注21)に描かれている挿絵の構図を見ると、「なぐさみ草」では、弾じられる前の無人の部屋で衣被の女が近寄って琵琶の柱に細工をして、まさに妨害しようとしている図である。「改正頭書徒然草絵抄」では、「事故なかりけり」の後、菊第大臣が弹奏しているのを、衣被の女が近い距離で見守っている図である。「改正頭書徒然草絵抄」には事件性がうすく、女性が、「野槌」の指摘を想起させるかのように兼季の「たくみ」に荷担している解釈にもとれる。

天皇の一世一代の清暑堂の御遊で、宮中累代の琵琶の名器をもって弾するのは兼季にとつて楽奏者としての荣誉である。その荣誉の場での一件である。兼好は最後に「いかなる意趣かありけん」と謎を持たせているが、真相については書かれていない。

だがこの話とは別に、当日の御遊の背後には③の一端を想起させる事件があったことを「御遊抄」が記している。(注22)

拍子。参議冬定

兼日綾小路前宰相有時卿被催之処、今夜於待賢門内被殺害之間、故宰相殿可有御参、之由雖被仰下、依御悲嘆不令参給、仍如此兼日可弹琴之由被催之了。

『増鏡』第十三「秋のみ山」にもこの事件が詳細に記されている。

十月二十七日大嘗祭、清暑堂の御神楽の拍子のために、綾の小路の宰相有時という人、大内へまいるを、車より降る、程に、いとすくよかなる中侍めく物、太刀を抜きて走り寄るま、に、あやなく討ちてけり。さばかり立ちこみたる人の中に、いとめづらかにあさまし。さて拍子にはかに異人うけたまはる。大事ども果てて後、たづね沙汰ある程に、紙屋川の三位頭香といふもの、この拍子をいどみて、われこそつとむべけれどと思ひければ、かゝる事をさせせけり。道に好ける程はやさしけれども、いとむくつけし。さてかの三位は流されぬ。

『増鏡』の十月二十七日も兼好の「元応」も何故か月日や元号を錯誤している。(注23) 兼好は宮廷役人の職を退いて、隠遁の身なので、「さるべきゆへありとも、法師は人に疎くてありなむ。」(第七十六段)のとおり、この様な華やかな場所に居合わせたわけではない。後日この一件に関しては周辺の人から伝え聞いたからであろうか。

『増鏡』に「われこそつとむけれ」と、紙屋川頭香が有時に刺客を送ったと記されているが、「御遊抄」によると十一月十一日の「院拍子合」で頭香は和琴の代理をしている。記事の但書きには、「本三位中将氏忠被催之處 俄依所旁如此」とある。この時にも綾小路有時は拍子

を担当している。この時に、何か事の発端になるような要因があったとも想像するが、真相は不明である。この件に関して、兼好の歌友である頓阿の「井蛙抄」(注24)には

文保大嘗会哥、隆教卿ハ詠之。内々自御所戸部ニ被見。「萩井をよめる哥ニ、「露もろき」と云詞あり。「もろき」の字懸心。又、「いはむらの森」ニ、

みちありと木のもと草のかきはまで我君のよをいはむらの杜云々

此事日本記ニ、「神あれて草木皆物云」といへる、非吉事。「君が代をいはむら」といへるも、かならず称美ともさだめがたし。

「山守ハいはむらはなん」とよめる、とがむるころなり」など被申候しを、やがて御不審ありて作者ニ御尋有しに、「大嘗会哥、彼卿いつの才学にて難申候やらん」とつぶやくときかれて、「貞応大嘗会時、中納言入道記録、知家吹拳などの所に、計算をさして被置き。「いはむら杜」ハ、巳日楽破哥也。其夜有時彼卿為鄙曲所作参之時、於陣中横死畢」。

と記している。この中で隆教卿が大嘗祭で詠じる歌について、天皇が戸部(為藤)に見せたところ、為藤は「もろき」の字が気になる、「いはむら」は称美の詞とは言いい切れない、「とがむるころなり」、「いはむら杜」は巳日の楽破歌である、と答えた。まさに為藤の解説が符号したかのように、その夜綾小路有時が横死した、という事件を記している。

【増鏡】や【御遊抄】の記事、頓阿の「井蛙抄」中の「文保大嘗会哥」の記事、この御遊で拍子を担当するはずだった綾小路有時が殺害されたという史実と、第七十段の一件を照らし合わせると、近世以来の多くの注釈書に指摘される、①②の今出川兼季の個人的な事情とのみ断定することはできない。玄上の盗難や衣被きの女の意趣の件を記す第七十段を、兼好は「元応の…」と書き出し、隆教卿の歌を不吉と解説した為藤の話と有時横死事件を、頓阿は「文保大嘗会歌」と記

している。いずれにしても不穏な内容を内包しているが、象徴的な役割をしているのが冒頭の元号である。

二 第五十段「応長の比」の鬼の風聞

第五十段の元号は応長である。

応長の比、伊勢の国より、女の鬼になりたるを率て上りたりといふことありて、その比廿日ばかり、日ごとに、京白河の人、「鬼見に」とて、出でまどふ。

「昨日は西園寺にまゐりたりし、今日は院へまゐるべし。」「只今はそこくくに」など言へど、「まさしく見たり」といふ人もなく、「それごととなり」と言ふ人もなし。上下、たゞ鬼の事のみいひやまず。

その頃、東山より安居院の辺へまかり侍しに、四条より上さまの人、みな北をさして走る。「一條室町に鬼あり」との、しりあへり。今出河辺より見やれば、院の御棧敷のあたり、さらに通りうべくもあらず、立ち込みたり。「はやく、跡なきことにはあらざめり」とて、人をやりて見するに、大方逢へる物なし。暮る、までき立ち騒ぎて、はては鬨諍起りて、あさましきことどもありけり。

その比、をしなべて、二日三日人の煩ふことの侍りしをぞ、かの鬼のそらは此のしるしを示すなりけりと云ふ人も侍し。

伊勢の国からきた鬼になった女が、昨日は北山の西園寺に、今日は院の御所へ、今は一条室町の辺りにと、まさに神出鬼没である。伊勢の国よりと具体的であること、西園寺や院など、近づきたいはずの絶対的な権力者や最も高貴な位の人々の周辺にまで鬼が出没するということで、民衆の恐怖心が伝わってくる。兼好も安居院へ行く途中にその様相に直面し、好奇心を示して「はやく、跡なきことにはあらざめり」と人を使って見にいかせている。兼好自身がこの話の当事者とし

て参加していることが一層話にリアルさを与えている。

「応長の…」は、第二十七段「御園譲りの節会行はれて…」同様具体的に名前が記されていないが花園天皇の時代である。院の御所は伏見・後伏見の持明院殿である。西園寺家は後嵯峨天皇以降の後宮に一族の女性を次々と据え、天皇家の外戚としての地位を高めて、天皇家に対しても絶大な影響力を持っていた。その上公武交渉の要である関東申次を世襲し、摂関家を凌ぐ莫大な資産を築きあげていた。鬼を連れた一行が、院の御所より先に西園寺へ行くという表現で、兼好はそれとなく当時の実勢を示している。加藤藤齋が「其の比はさいをんしどのより后まいり給ふことつづきたるゆへにさかへ給へり、さるによりてかく書也」と『徒然草抄』(注25)で指摘するのも、当時の西園寺家の当主実兼の権力を念頭に置いていることである。第七十段の菊亭大臣今出川兼季は、鬼を引き連れた一行が院の御所より先に参上したこの西園寺実兼を父に持つ。結局はこの鬼の話は「そら言」であったのだが、西園寺、院、只今はどこそこと、鬼も風評も同じような早さで京の町中を駆けめぐっている様子と、踊らされた群衆が、立ち騒ぎ鬧諍さえ起こす有様を、現在形でたまたみ掛け、読者をその場に引き入れる躍動的な描写に仕上げていく。風評にまどわされる群衆心理から一転して、末文で冷静に、鬼が京の町を駆け巡ることを、「その比、をしなべて、二日三日人煩ふことの侍りしをぞ、かの鬼のそら言は此のしるしを示すなりけりと言ふ人も侍し。」と中世社会では鬼より怖い疫病が京の町に広がることの兆に結びつけ、不安を増幅する結末にしている。

異形による風聞で「女の鬼になりたる」と類似している段に、第八十九段の「猫の経あがりて、猫またになりて、人取ることはあなる物を」がある。猫またの噂を聞いた連歌法師が、夜の暗闇で恐怖が増幅され、飛びかかってきた動物を猫またと誤って川へ逃げ、腰を抜かして助けを求めるのだが、「飼いける犬の、暗けれど主を知りて、飛び付きたりけるとぞ」と、風評にまどわされる人間の弱さと最後の落ちと

のコントラストで諧謔的な話にしている。

第五十段と第八十九段は風評に惑う人間の心理は同じであるが、猫または連歌法師の内面を描いた個人的な笑い話にすぎない。応長の鬼は直接に危害を与えている様子はないが、「その比、をしなべて、二日三日人煩ふことの侍りしをぞ、かの鬼のそら言は此のしるしを示すなりけりと言ふ人も侍し」とその後の社会現象と関連させている。

洞院公賢の「園太暦」巻七(注26) 延慶四年三月八日の条に

八日庚辰。雨下、大風頻吹。自今朝一有二所勞之氣。如風咳。但温氣以外興盛也。食事不通。々宵辛苦。凡此間俗号三田染病。如レ此病惱兩三日云々。若此類歟。即此家中大略悉平臥了。頭少將即自昨日平臥云々。

とあり、鎌倉時代に流行した田染と流行病を掛けて俗号を「田染病」と記している。

『伏見天皇宸記』(注27) 延慶四年の〔追捕〕に「且令注申神事違例不淨不信、兼又令祈怪所病事并天下兵革疾病者、…」と当時病が流行した事が書かれている。

又「花園天皇宸記」(注28) 延慶四年二月の条にも、

十六日。心神頗る違例。召に依り、和氣全成治療す。

十七日。心神猶平癒せざるに依り、毎日石灰檀の拝を奉仕せず。

十八日。猶心神不快。

十九日。今日心神例の如し。

二十日。心神もとに復す。

二十一日。今夜心神違例。

二十二日。無事。心神例の如し。

とあり、三日程経過すると回復している様子が窺える。

『続史愚抄』三月二十九の条には

自今月中旬京畿諸国疫病流行。俗称三日病云。

の記事があり、貴賤を問わず多くの人にこの病が流行したことを物語る。一ヶ月余後の四月二十八日には

改延慶為応長。依天下疫病也。

と記され、応長は翌年三月十六日に「依転変地震等事也」で正和に改元されている。結果的には、疫病、転変地震に翻弄され、短い期間で終わった元号名であった。

「園太曆」にも「宸記」にも疫病の事は記されているが鬼の風評のことと書かれていない。「徒然草」には鬼の話は書かれているが、疫病が原因で次々と改元された史実は書かれていない。風評に惑わされている人々の姿と、風評が起きるのは後の出来事の前兆であると、他人の言を引用しているだけである。

応長（一三二一年四月二八日～一三二二年三月二〇日）は一年足らずの期間であった。この鬼の事件後程なく兼好は家司・宮廷役人を退き、出家をしている。（注29）記憶に残る元号であったはずである。

三 第二百二十一 段「建治・弘安の比」

三つ目に元号を示して書き始められている段は第二百二十一 段である。

「建治・弘安の比は、祭りの日の放免の附物に、異様なる紺の布四五反にて馬を作りて、尾髪には燈心をして、蜘蛛の網描きたる水干付けて、歌の心など言ひて渡りし事、常に見及侍りしなども、興ありてしたる心地にてこそ侍りしか」と、老たる道志どもの、今日し語り侍也。

此比は、附物、年を送りて、過差ことのほかになりて、よろづの重物を多く付て、左右の袖を人に持たせて、身づからは銚をだに持たず、息づき苦しむ有様、いと見ぐるし。

この段の建治・弘安の比は後宇多天皇の時代である。兼好の生まれる少し前である。この段は現在の状況と比較するための年号であり、前の二つと異なる。弘安六年（一二八三年）に生まれたとされる兼好にとって、同時代の話ではない。ただ兼好が直接聞いた「老いたる道

志ども」の話を引き合いにし、兼好が宮廷に出仕していた当時の祭りの過差について、放免の附物を例に出して批評している。建治・弘安当時を経験した老檢非違使の役人達の昔語りを合わせて、賀茂祭の放免の附物の過差を論じていく手法は巧みである。

【花園天皇宸記】元亨四年四月十八日の条には、第二百二十一 段と類似の記事がある。

賀茂祭り例の如し。兩日見物の貴賤首を挙げて赴く。余獨り閑寂。書案に憑り古事を見る。今度両社の行制符無し。仍て上下綾羅錦繡を着し、儉素を忘れ奢侈を事とす。見て何益ぞ。

元亨は後醍醐天皇の時代であるが、先の帝であった花園院がこの年の祭りに制符がなく、儉約を忘れて贅沢に流れている世相を嘆いている。

第九十九段も過差について論じた段である。

堀川相国は美男の楽しき人にて、其事となく過差を好み給けり。御子基俊卿を大理になして、庁務行はれけるに、庁屋の唐櫃みぐるしとて、めでたく作り改めるべきよし仰せられけるに、この唐櫃は上古より伝はりて、その始めを知らず、数百年を経たり、累代の公物、古弊をもちて規模とす、輒く改められがたきよし、故実の諸官等申しければ、そのことやみにけり。

過差を好む相国が古くなつた役所の備品を新しく取り替えるよう命じたが、故実に通じている役人たちの、大昔から伝わる物であり、古く痛みのあることも価値があるので捨てるわけにはいかない、という意見を率直に聞き入れて、撤回した態度を賞賛している。この話と同じく後宇多天皇の時代であり、有職に通じた人が、きちんとした考えで、伝統ある物を守つた時代であったことを伝えるものである。

「よろづにきよらを尽くしていみじと思ひ、所せきさましたる人こそ、うたて思ふ所なく見ゆれ。」（第二段）「何事も古き世のみぞ慕しき。今様はむげに賤しうこそ成り行くめれ。」（第二十二段）が根底にあり、兼好の今の世の浅薄さに対する失望が書かせた段であろう。古き世を

幕うという表現は、必ずしも王朝の復古を願うというわけではないが、異質な価値観が支配していることと、その大きな流れを認めざるを得ない時代認識が、逆にこうした題材をすくい取ったと考える。

四 元号による書き出しの暗示

『徒然草』第五十段、第七十段、二百二十一一段は、作品中三例しかない元号で書き始めている段である。冒頭ではなく文中に用いられている段には第二十五段と第八十六段がある。第二十五段は正和の比、法成寺の南門、第八十六段は文保に三井寺がそれぞれ焼失した事件に關連している。

『徒然草』は意図的に史実と直接重なる書き方はしていない。第五十段の鬼の話や第七十段の衣被の女の話は他の史料には書かれていない。改元や綾小路有時横死は『徒然草』には書かれていない。鬼の話、衣被の女の行動、賀茂の祭りの放免の附物を論じ、鋭い視点で時代や人間考察を示しながら、政治的な論評を回避し、個としての兼好の心をむしろ秘している。第五十段の応長は「その比、をしなべて、二日三日人煩ふことの侍りし」と、延慶から続く流行病や地震等により、元号は一年も満たずして改元されている。第七十段は第一章で取り上げた江戸の注釈書をはじめとして、多くの注釈書が菊亭大臣の用意周到にのみ眼目しているが、それだけであるなら他の段と同じように「清暑堂の…」と始めてもよいはずで、敢えて「元応の…」という書き出しにすることはない。天皇の一世一代の清暑堂の御遊の場である。重大な日に「胡琴教録」にある女上用意の心得を披露する意図とすれば、むしろ不謹慎であろう。衣被の女の行動は単なる男女関係のもつれに起因するとすれば場違いである。「元応の…」に続いて「女上は失せにし頃」と換言した冒頭から、兼季の用意周到以外にも、『徒然草と兼好』や『徒然草全訳注』が指摘する、当時の不安定な時代の空気を否定することはできない。だからといって、『徒然草と兼好』に言

う「南北朝の対立」や「政治的な陰謀」までを、この段で拡大解釈することは飛躍しすぎている。(注30)綾小路の事件程陰惨ではなくとも、同日の出来事であるだけに、この件も、兼季の御遊での弾奏を妨害する他の楽家の仕業と考えることができよう。その上で「事故なかりけり」とした兼季の泰然とした振る舞い、と考えるのが自然である。第七十段の菊亭大臣兼季の逸話から、用心・用意という教訓話だけではない不穏な時代の相を感じるのは、冒頭の元号に起因する。

中世の随筆は比較する作品が少なく断言できないが、『方丈記』の安元三年の大火、治承四年の辻風、同じく治承四年の遷都、養和の飢饉の四例からもうかがわれるように、当時の災害や政変などの社会的現象を記すときに元号が用いられている。『徒然草』でも、右にあげた元号を用いて書き始めている三つの段と文中の二つの段を含めて、負の社会的要因を内包している時に元号が使われている。元号が用いられていない他の段では、政情不安や社会的事象をテーマとして論じている内容はほとんどない。

「いかなる意趣かありけん」と衣被の女の行動にふくみをもたせて焦点をずらす手法こそ、微妙な人間関係が表裏交錯する時代に生きる兼好自身の用意周到さである。『徒然草』は、そうした兼好の対象に対する執筆の距離の取り方を的確に試みている作品と言ってよい。

五 「いかなる意趣かありけん」の表現からの考察

『徒然草』の多くの段は、兼好の記憶による回想で編纂されている。第七十段は「如何なる意趣かありけん」と、伝え聞いた兼季に関する事柄を時間を経て想起し、原因や理由についての思いをめぐらしている。こうした書き方は疑問を抱く兼好の対象に対する強い関心を表している。『徒然草』にはこの用例が七例ある。

第十段「後徳大寺にも、いかなる故かはべりけん」

第五十二段「そも、参りたる人ごとに山へ登しは、何事かありけ

ん」

第六十六段「花に鳥付けずとは、いかなる故かありけん」

第七十段「如何なる意趣かありけん」

第六十七段「あな羨ましなどか習はざりけん(けむ)」、

第六十九段「江帥は如何なる才学にてか申されけん」

第二百三十四段「私は如何なるものにか候ふらん」

第五十二段は登場人物である法師自身の疑問であり、第六十七段は一般論での例話である。第六十九段は道眼上人の江帥の言談に対する疑問である。

江帥(大江匡房)のこの言談は「十訓抄」や「故事談」等にも書かれている。頼通が宇治の平等院を建立した際、大門を北向きに建ててもよいかを若千十二歳の匡房を召して問うた時、

「北向きの大門有る寺は、天竺には奈良陀寺、唐土には西明寺、此の朝には六波羅密事」と云々。

と答え、頼通を驚かせたという江帥の話をもとに、「那蘭陀寺は、大門、北向き也と、江帥の説とて伝へたれど、西域伝、法顕伝などにも見えず、更に所見なし。江帥いかなる才学にてか申されけん、おぼつかなし。」(注32)という道眼自身の疑問である。第二百三十八段の「自讚の事」には、この道眼上人の八災の問いに兼好が答えて感心されたことを入れている。「紫の朱奪ふことを憎む」の典故箇所の即答、陽唐韻の知識による鐘の銘文の誤りを指摘、「行成ならば、裏書きあるべし。佐理ならば、裏書きあるべからず」など、自身の教養を自讃しているが、兼好はこの種の知識話を嗜好している。他者の談話にも絶賛とその人物に対する好意や尊敬の意を見せている。

兼好の直接の疑問から発した例は第十段、第六十六段、第七十段、第二百三十四段である。ここでは兼好自身が直接記憶の中から想起し、疑問を提示している段落について考察したい。

第十段の「後徳大寺」は藤原実定(一一三九―一一九二年)である。北家徳大寺流の嫡男で、父は大炊御門公能。号は「後徳大寺」、正二

位左大臣になった人物である。実定については「平家物語」に何箇所か登場する。巻第二「徳大寺殿鳥詣」に詳しい。彼の子孫は第二十三段・二百六段・二百七段に書かれている。実定の子孫の後徳大寺太政大臣藤原公孝は第二十三段に優美な言葉とともに紹介されていて、兼好が宮廷に仕えた頃の太政大臣である。第十段に関しては拙稿(注33)で既に考している。さらに実定は兼好が生まれる百年以上前の過去の人物である。

第六十六段と第七十段、そして第二百三十四段は兼好自身の疑問であり、「徒然草」第二部に書かれている。この三つの段を中心に考察しつゝ、

岡本の関白殿、盛りなる紅梅の枝に、鳥一双を添へて、此の枝に付けてまゐらすべきよし、御鷹飼下毛野武勝に仰せられたりけるに、「花に鳥つくる、すべて知りさぶらはず、一枝に二つ付くることも存知し候はず」と申しければ、臍部に尋ねられ、人に問はせ給ひて、又武勝に、「さらば、おのが思はんやうに付けてまゐらせよ」と仰せられたりければ、花もなき梅の枝に一を付けてまゐらせけり。

武勝が申侍りしは、「柴の枝、梅の枝、蓄みたると散りたるに付く。五葉などにも付く。枝の長さ七尺、返し刀五分にきる。枝半ばに鳥を付く。踏まする枝、付くる枝有。しゝら藤の割らぬにて、二所付くべし。藤の先は、ひうち羽の長に比べて切りて、牛角のやうにたわむべし。初雪の朝、枝を肩に掛けて、中門より振舞てまゐる。石を伝ひて、雪に跡をつけず、あまおほひの毛を少しかなく散らして、二棟の御所の高欄に寄せ掛く。祿を出さるれば、肩に掛けて、拜して退く。初雪といへども、杳のはなの隠れぬほどの雪にはまゐらず。あまおほひの毛を散らすことは、鷹は、細腰を取ることなれば、御鷹の取りたるよしなるべし」と申き。

花に鳥付けずとは、いかなるゆゑにかありけん。長月ばかりに、

梅の造り枝に雉を付けて、「君がためにと折る花は時しもわかぬ」と言へること、伊勢物語に見えたり。造り花は苦しからぬにや。

(第六十六段)

第六十六段の岡本関白近衛家平と御鷹飼下毛野武勝の会話は、一対一かは不明であるが、兼好が武勝から直接聞いた話である。風流を嗜好する家平と、その道に詳しい武勝との逸話である。前半の家平と武勝のやりとりは、身分の差を超えて、武勝の自負と家平の妥協が感じられて興味深い。

下毛野氏は下級貴族であるが、秦氏とともに鷹飼を伝承された家柄であり、近衛家に莊園を寄進するなど、代々近衛家に隨身として仕えた家柄である。(注34)兼好が宮中に伺候していた同時期の『實躬卿記』(注35)の競馬の乗手にしばしば武勝の名を見る。初出は弘安六年五月十二日亀山上皇臨幸の競馬で、以降五月競馬の乗手としての武勝が多く記される。永仁二年五月の競馬の添書に関白右番長下毛野武勝、翌年五月にも関白右近番長とある。この時期の関白は家平の父近衛家基である。兼好が宮廷に出仕していた同時期の嘉元元年(乾元二年)六月六日の、亀山法皇の常磐井泉殿御幸の折りの競馬では、出場者には『實躬卿記』の著者である三条實躬や六条有房の子の中院光忠などと共に武勝もいる。嘉元二年四月十五日、賀茂祭の女勅使の出車献上の御隨身、同年五月二十八日法皇出御の時に、下毛野武勝被書関白官人とあり、「院番長ヲ関白官人ノ上臆トスベシ」の頭書と、同日院佐番長下毛野武勝の記載がある。

武勝の生没年は不明であるが、これらの記録から推測すると、家平が生まれた弘安五年(一二八二)頃にはすでに隨身として出仕していたので、家平より相当の年長者である。兼好が宮廷役人として伺候していた頃に武勝から聞いたとすれば、家平は関白にはなっていない。若い家平と古くから近衛家に仕えている年長の隨身の、身分の差を越えた会話として伝わって来るのはそうした事情によるものであろう。第六十六段の最後に、典拠をもとに兼好の疑問が付加されている。兼

好の典拠は、兼好自身が書いているように『伊勢物語』九十八(注36)

昔、おほきおほいまうちぎみときこゆるおはしけり。仕うまつるをとこ、なが月許に、むめのつくり枝に雉をつけて奉るとて、わがたのむ君がためにとをる花は時しもわかぬ物にぞ有りけるとよみて奉りたりければ、いとかしこくをかしがり給ひて、使に祿たまへりけり。

による。当時は専門家武勝の話に疑問は持っていなかったが、その後読んだ『伊勢物語』にみえたり」によってあらためて武勝の話が甦ってきた、ということになる。兼好の典拠は『伊勢物語』だけなので、それ以上の有職の裏付けがあつたわけでは無いようだ。この疑問を抱いた時は、兼好が宮廷を退いて時間を経ているので直接聞くことができなかつたのだろう。あるいは年齢から想像して、武勝は既に亡くなつていた可能性もある。したがってこの疑問は解決することはなく、「花に鳥付けずとは、いかなる故にかありけん。作り花はくるしからぬにや」というつぶやきで終わっている。

第二の用例は先に考察した第七十段であり、重複するので言及はしないが、「いかなる意趣かありけん。置きたりけるとぞ。」という兼好の衣被の女の行動に対する疑問には、当日の兼好の一件に対する強い好奇心が伝わる。西園寺兼季の琵琶の血脈についてはすでに書いたが、今出川(菊亭)家を創設し、第七十段当時大納言であつた兼季は北朝の光厳朝では太政大臣に上りつめていた。

第三の用例は第二百四十三段である。

八つになりし年、父に問て云、「仏はいかなる物にか候らん」と言ふ。父が言はく、「仏には、人のなりたるなり」と。又問ふ、「人は何として仏にはなり候ふらん」と。父又、「仏の教へによりてなるなり」と答ふ。又、「教へ候ける仏をば、何が教へ候ける」と。又答ふ、「それも又、さきの仏の教へによりてなり給ふなり」と。又問ふ、「その教へ始め候ける第一の仏は、いかなる仏に候ける」と言ふ時、「空よりや降りけん、土よりや湧きけん」と言ひて笑ふ。

「問ひ詰められて、え答へずなり侍つ」と諸人に語りて、興じき。この段は勿論宮廷出仕以前の兼好であるが、兼好自身のことなので同時代人となろう。「私は如何なるものにか候ふらん」と八歳になつたばかりの兼好が、父に尋ねた会話を兼好自身が回想して書いた話である。当時の幼い兼好の一途さと利発さを兼好自身も懐かしく感じている書きぶりであり、「徒然草」最終段落に結んでいるのも、思ひの強さがあるからだろう。多くの人々の言説や様相を考察しながら、私とは何者であるかと自問した答えとして、父に仏について問ひかけた物心の原点である八歳の頃に回帰していく。

第六十六段は近衛家平を話題にしているが、「いかなる故にかありけん」は兼好の宮廷役人時代に、直接本人から聞いた下毛野武勝の言説に対してである。第七十七段は今出川兼季を話題にしているが「いかなる意趣かありけん」は衣被の女の謎の行動に対してである。第二百四十三段は兼好のことであるが、「仏はいかなるものにか候ふらん」と仏という抽象的な存在に対してである。何れも答えを提示してはいない。兼好独特の距離の取り方による微妙なずらしがあり、疑問の事象は脇役に対してであり、話題の中心人物には向けられていない。

終わりに

第七十段は元号による書き出しである。「徒然草」で冒頭に元号を用いられた章段は限られている。「方丈記」の記録の書きぶりとは異なつて、「徒然草」は兼好の対象との距離の取り方もあり、真意は表面には見えにくい。だが数少ない元号による章段のいずれもが、明らかに負の社会的な事象を内包して、元号が喚起する不穏な要素は「方丈記」と通底している。中世における元号が内包する側面を示しているといつてよい。元号による書き出しは兼好の慎重な社会評論である。第五十段は花園天皇・第七十段は後醍醐天皇、第二百二十一段は後宇多天皇の時代と比較した後醍醐天皇の時代である。

また第七十段には過去の出来事に疑問を抱いて推量する「かゝけん」という表現が用いられている。作品中の兼好自身の発意を示す類例の段から三人の人物に関連する事項を考察した。疑問の対象を微妙にずらしているが、第六十六段は岡本関白近衛家平、第七十段は菊亭大臣今出川兼季、第二百四十三段は卜部兼好本人にまつわる話である。話題の中心人物に対して強い関心を示している。第六十六段の話題の中心人物家平が関白になるのは、第二章で取り上げた応長から改元された正和二年のことである。同じ頃兼好は朝廷を退いている。正和次の元号は文保であり、本稿で考察した第七十段の「清暑堂の御遊」が行われている。当時の兼好は、出家遁世の身となつて数年を経た頃である。次の元応では兼好は勅撰歌人として世に認められる契機となる『統千載和歌集』に一首入集している。第七十段の今出川兼季は六首入首している。兼好の生涯にとつて変動の時期と重なる。

御門の御位はいともかしこし。竹の園生の末葉まで、人間の種ならぬぞやんごとなき。一の人の御有様はさらなり、たゞ人も、舍人など給はるきは、ゆゆしと見ゆ。その子、孫までは、はふれにたれど、猶なまめかし。

と書く『徒然草』第一段である。約十年の歳月を経て書かれた第二部では、同時代の貴族を対象とした言説が増大しているが、やや観念的とも思える第一段とあたかも符合させるかのように、同時代の貴族としてまず書かれているのは皇族である第三十三段の玄輝門院や第六十二段の延政門院であり、次に一人の人関白近衛家平、たゞ人で後の太政大臣今出川兼季の順である。十年の歳月を経ても違うことのない確とした理による序列である。今出川兼季は弘安四年生まれ、近衛家平は弘安五年生まれ、卜部兼好は弘安六年生まれである。(注36) 奇しくもこの三人は一歳差の同世代である。摂関家の筆頭近衛家の嫡男家平、天皇家の外戚や関東申次の家として権力と財力を築き上げ、摂関家を凌ぐ勢いを誇つた西園寺家の御曹司兼季、十代で宮中に仕出した下級貴族兼好にとつて、宮廷で垣間見る同年代の若い二人の華やかな存在

に、特別の関心を抱いていたとしても不思議ではない。
本稿では「徒然草」第七十段の表現を視座とする類例を考察した。元号、同世代人物等による論評から以上のような兼好の対象への内実が見えてくる。

注

(注1) 金沢大学「人間社会環境研究」第21号掲載の拙稿「徒然草」成立論における第一部中断と第二部再執筆の要因についてで詳細を論じている。

(注2) 本文の引用はすべて新日本古典文学大系「徒然草」による。第七十段は正徹本を底本とした同書は「菊亭大臣」であるが、他の諸本は「菊亭大臣」である。本文引用以外は「菊亭」に統一する。

(注3) 引用は「文机談」菊亭本文机談六六〇六七頁 昭和六十三年 古典文庫より引用。同書の伏見宮本文机談三〇七頁にも同様に信明・信義兄弟の勝負が記されている。但しこの話は「古今著聞集」巻第六の二五三には、白河天皇の前で牧馬を弾いた大納言経信卿は「文机談」で引用した話をもとに、「琵琶の勝劣あらず。弾人によりけり」と語っている。

(注4) 玄上は宮中に伝わる琵琶で、「徒然草」野植―吉沢貞人編 平成七年 中部日本教育文化会には「玄上の二字ともに清にてよむと濁てよむと両義也」とある。以下「野植」の引用は同書による。

(注5) 「続史愚抄」「訂増補國史大系13 続史愚抄前編」吉川弘文館の正和五年閏十月二十四日には「二十四日壬戌、今夜、盜竊玄上。比巴、累代御物。後日有種々折袴。」の記事があり、玄上紛失はこの消暑堂の御遊の約二年前のことである。

(注6) 「琵琶合記」図書寮叢刊「伏見宮旧藏楽書集成二」所収 平成元年 宮内庁書陵部

(注7) 「胡琴教録」「彈玄上時用意」図書寮叢刊「伏見宮旧藏楽書集成二」所収 平成元年 宮内庁書陵部

(注8) 「徒然草寿命院抄」慶長九年版復刻本 昭和六年 松雲堂

(注9) 「なぐさみ草」「日本古典文学影印叢刊29」昭和五十九年 貴重本刊行会

(注10) 改訂増補「つれく草文段抄」明治二十七年初版 青山堂書房

(注11) 「徒然草拾遺抄」未刊国文学古註釋大系第十六卷 昭和四十三年復刻版 清文堂

(注12) 「徒然草講話」昭和十七年 修文館

(注13) 「徒然草新譚」昭和九年 藤井書店

(注14) 「徒然草諸注集成」昭和三十七年 右文書院

(注15) 「徒然草全注釈」昭和四十二年 角川書店

(注16) 「徒然草と兼好」昭和四十八年 帝國地方行政刊行会

(注17) 「徒然草全訳注二」昭和五十七年 講談社学術文庫

(注18) 岩佐美代子「文机談全注釈」平成二十年 笠間書院 四二六頁には「実兼は孝泰女(孝頼女とも)孝子との間に兼季をもうける。兼季は、父方母方双方から西流の血を濃厚に受けた名手で、今出川、菊亭と称し、衰えた師範家に代って秘事秘曲を光厳院に伝え、伏見宮系琵琶伝授の祖となる。」とある。巻末五一六頁には「琵琶西流師範家」系図がある。豊永聡美「中世の天皇と音楽」一九〇頁 平成十九年 吉川弘文館には、さらに詳細に記した「西園寺家と琵琶西流師範家」の系図が掲載され、両家の血脈が兼季に受け継がれている事を示している。

(注19) 「琵琶伝業 為伝授権中納言兼季卿」「伏見宮楽書集成一」一七八―一八六頁

(注20) 「続群書類従十九上」「御遊抄」後二条天皇の項 この時の琵琶は太政大臣公守が弾じている。兼季は笛の名手でもあり、「花園天皇宸記」応長元年四月二十二日の条に「今日笛始なり。師匠権中納言藤原(今出川)朝臣兼季。」がある。花園天皇は当時十三歳である。

(注21) 坤田齋寸木子「改正頭書つれづれ草絵抄」元禄四年林和泉掾版複製

本 昭和五十八年 日本文化資料センター

(注22) 『御遊抄』後醍醐天皇の御遊の拍子の記述。

(注23) 本文の引用は日本古典文学大系「増鏡」による。同書の補注三四五には「十月二十七日の次に、御禊十一月二十二日とあるべきを、脱したものと考えられる」としている。

(注24) 野中和孝「井蛙抄 雑談編 注釈と考察」八五〜八六頁、「文保大嘗会哥」平成十九年 和泉書院 より引用。

(注25) 『徒然草抄』寛文元年版影印本 昭和六十年 新典社

(注26) 『園太暦』九六頁 昭和四十六年 統群書類従完成会

(注27) 『伏見天皇宸記』三三八頁 昭和四十年 臨川書店

(注28) 和訳「花園天皇宸記」村田正志編 平成十五年 統群書類従完成会

「花園天皇宸記」の引用はすべて同書による。

(注29) 『大日本古文书』家分け十七之六「大徳寺文書」にある兼好が購入した小野庄の田地購入の証文の正和二年の日付と沙弥兼好の署名による定説である。

(注30) 兼季は持明院統に近く、花園天皇の笛の師であった。(注20) また、兼季の同腹の妹禰子は後醍醐天皇の中宮である。兼季の「啄木御伝授記」(「伏見宮旧藏楽書集成一」)によると、元亨二年五月二十八日に後醍醐は兼季から琵琶の秘曲の「啄木」を伝授されている。当時の兼季は南北朝対立による政治的陰謀の対象になる人物とは思われない。

(注31) 正徹本を底本にした「新日本古典文学大系」では「江師いかなる才学にて申されけん」である。烏丸本を底本にした「日本古典文学大系」では「江師いかなる才学にてか申されけん」とあるので、加えることにした。

(注32) 金沢大学「人間社会環境研究」23号掲載の拙稿「卜部兼好と周縁の人々 兼好法師家集207 これとしの朝臣の家にてを視座として」で『徒然草』第十段に関して論じている。

(注33) 『國史大辞典』(吉川弘文堂)の「下毛野氏」の項目を参照。

(注34) 大日本古記録「實躬卿記」平成三年 東京大学史料編纂所

(注35) 本文の引用は、日本古典文学大系「伊勢物語」による。

(注36) 『和歌大辞典』明治書院では、今出川兼季は弘安八年生まれとあるが、本稿では正宗敦夫編「諸家傳上」自治日報社、「國史大系 公卿補任」吉川弘文館等を参照し、弘安四年生まれとする。

